

山口県アウトドアツーリズムガイド育成支援事業 実施業務委託仕様書

一般社団法人山口県観光連盟

1 業務名

山口県アウトドアツーリズムガイド育成支援事業実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

3 事業目的

アウトドア体験を提供するガイド等を対象に、体験時に重要視される国際基準の資格取得研修及びホスピタリティ研修を実施することにより、本県の豊かな自然の魅力を最大限に引き出し、質の高いアウトドア体験を提供できるガイド人材の育成を図ることで、本県のアウトドア体験の魅力を更に高める。

4 事業実施主体

一般社団法人山口県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）

5 業務内容及び実施方法

本事業の趣旨に沿ったうえで、下記の事業を実施する。

（1）国際基準の野外救急救命資格（WFA等）習得研修の開催

山口県内の観光関係団体や観光事業者の職員、観光ガイド業務に従事する者を対象とし、国際基準の野外救急救命(WFA等)の資格が習得できる研修を開催する。

なお、本研修においては、国際的に認知された高い水準の資格を有する講師を用意すること。

（2）サステナブルツーリズム資格（環境倫理（LNT）等）習得研修の開催

山口県内の観光関係団体や観光事業者の職員、観光ガイド業務に従事する者を対象とし、サステナブルツーリズム資格（環境倫理（LNT）等）が習得できる研修を開催する。

なお、本研修においては、国際的に認知された高い水準の資格を有する講師を用意すること。

(3) ホスピタリティ研修の開催

山口県内の観光関係団体や観光事業者の職員、観光ガイド業務に従事する者を対象とし、アウトドア体験の高付加価値化につながるガイドスキル向上やホスピタリティに係る研修を開催すること。併せて、参加者同士のつながりを深めるための情報交換会を開催すること。なお、会費が必要な場合は参加者から徴収すること。

(4) 昨年度の研修参加者との連携強化

昨年度の「山口県アウトドアツーリズムガイド育成支援事業」において実施した研修の参加者と、今年度の参加者の交流機会を創出し、知見や経験の共有、横のつながりの強化を図ること。

(5) その他

上記(1)～(3)の内容と連動し、前述「3 事業目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。

ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

6 事業の運営・管理

受託者は、本事業の実施にあたり、以下の内容を遵守することとする。

- (1) 本業務の実施にあたって、委託者である観光連盟と密な協議・相談を行うこと。
- (2) 契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、観光連盟に提出すること。また、当該実施計画を変更しようとする場合には、速やかに観光連盟に相談の上、承認を受けること。
- (3) 事業の実施にあたり、事務局の役割を担い、参加者の募集・管理等（参加者の把握、名簿の作成、情報管理、調整等）を行うこと。また、多くの参加者の確保を図るため、効果的な周知及び募集活動を実施すること。
- (4) 会場の確保、必要器材等の準備、資料の印刷・配布、参加者・関係者等との連絡調整など、事業の実施に必要な業務を行うこと。

7 業務完了後の提出書類等

本業務完了時においては、速やかに以下の内容を記載した事業報告書データ（PDF形式）を観光連盟に提出すること。

- ・業務の実施内容及び成果
- ・委託業務の支出費目別内訳

- ・その他、委託者が業務の確認に必要として指示する事項

8 著作権等の取扱い

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、観光連盟に帰属する。また、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。

なお、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応する。

9 委託料の支払い

原則、精算払いとし、受託者は、契約期間終了後、委託業務の成果や支出の費目別内訳等を記載した業務報告書を提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。

10 再委託の可否

原則として本業務の全部については、第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部委託について、観光連盟の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、観光連盟の承諾を得なければならない。

なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

11 委託上限額

4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

12 その他

- (1) 受託者が当該業務のために準備・作成した資料は、観光連盟が著作権を有し、二次使用を行う場合がある。
- (2) 受託者は、観光連盟との連絡調整を充分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (3) 受託者は、業務の実施過程において疑義が生じた場合は、速やかに観光連盟に報告して協議を行い、その指示を受けること。

- (4) 受託者は、業務の実施に際して知り得た秘匿性の高い情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書について疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて観光連盟と協議の上、解決・決定するものとする。